



島根県報

平成21年3月9日（月）

号外第26号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

家畜伝染病予防法第9条の規定による消毒の実施

（農畜産振興課） 2

告 示

島根県告示第153号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のように消毒の実施を命ずる。

平成21年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの緊急的な発生予防

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象

県内の100羽以上の家きん飼養施設その他家畜防疫員が必要と認める家きん飼養施設。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法により消毒を自ら行う施設を除く。

4 実施の期日

平成21年3月13日から平成21年3月31日まで

5 消毒の方法

消石灰等の施設内散布（家畜防疫員が必要と認める範囲）